



おさえておきたい!

平成26年4月からの法改正等

今回のあおぞらレターは、来年4月から施行される主な法改正を改めてご案内いたします。



父子家庭へも遺族年金を支給

- 遺族基礎年金の受給対象が次のとおりとなります。

「子のある妻」
「子」

男女差解消

「子のある配偶者」
「子」

父子家庭も
受給可能に!

- 「子のいる夫」の改正前後のイメージ

～平成26年3月		平成26年4月～	
遺族基礎年金	×	遺族基礎年金	○
遺族厚生年金	○	遺族厚生年金	○

※下記の場合は対象外です。

- 平成26年4月1日前に既に父子家庭であった場合
- 被扶養配偶者（第3号被保険者）である妻が死亡した場合

- 参考：支給額のめやす

	年金額（平成25年10月分～）
夫と子1人	1,002,500円
夫と子2人	1,226,500円

- 原則、子が18歳に達した年度末まで受給できます。
- 妻が厚生年金の被保険者だった場合は、あわせて遺族厚生年金が支給されます。

産休中の社会保険料免除

- 少子化対策の一環として、平成26年4月から、産前産後休業期間中の社会保険料が免除されることが決まっています。
- **本人分、会社負担分ともに**免除されます。
- 育児休業の免除と同様に、「**休業開始日の属する月から、休業終了日の翌日が属する月の前月まで**」が対象です。
- 育児休業と同様に**届出が必要**です。詳細が決まりましたら、ご案内します。

(イメージ)



障害者雇用関連

- 既報のとおり、平成25年4月から**障害者の法定雇用率が引き上げ**になりましたが、平成26年4月からは、実際の**障害者雇用納付金、障害者雇用調整金**（原則201人以上の企業）等の申告申請に反映されます。

(※民間企業の場合)	改正前	改正後
障害者の法定雇用率	1.8%	2.0%
雇用義務がある企業の従業員数	56人以上	50人以上



4月は、新入社員の受入れや人事異動など、人事総務関連のイベントが盛りだくさんです。今回ご紹介した法改正・施行は数ヶ月先のことにはなりますが、今からしっかり把握しておきましょう。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277